

セントルシア民法典

—ケベック旧民法典を継受したカリブの小島の民法典—

大 島 俊 之

- 一 はじめに
- 二 セントルシアの概要と歴史
 - 1 セントルシアの概要
 - 2 セントルシアの歴史
 - (1) セントルシアの年表
 - (2) セントルシアの歴史——ケベックとの類似点と相違点——
- 三 セントルシア民法典前史
- 四 1 コモンローへの同化圧力
2 挫折した民法典編纂の試み
- 五 セントルシア民法典の制定
- 六 二人の民法典起草者

(1) アームストロング
(2) デヴォー

五 大陸法的伝統の危機と希望の兆候

- 2 民法典の起草作業
- 1 裁判所の構成
- 2 法曹資格
- 3 民法典の改正
- 4 イギリス法文献への依存
- 5 希望の兆候

一はじめに

世界地図を拡げ、カリブ海の地域を見ると、アメリカ合衆国のフロリダ半島から、南米のベネズエラの間に多くの島々が連なっている。ベネズエラの方に近い小型の島々を小アンチル諸島という。元々は、オランダ領、イギリス領、フランス領、アメリカ領などに分割されていた。現在では、独立した国となっているところもある。

ベネズエラに近い方から見てゆくと、まず最初の島が、グレナダ島（グレナダという独立国家）である。その次がセントビンセント島（セントビンセント・グレナディン諸島という独立国家）である。少し東にずれているのがバルバドス島（バルバドスという独立国家）。その後が、これからわれわれの注目するセントルシア島（セントルシアという独立国家）である。その北にある少し大きめの島は、マルティニーク島（フランス領）である。さらにその北に、ドミニカ連邦（独立国家）があるが、これは、よく知られているドミニカ共和国とは別の国で

ある。そしてその北に、グアドループ島（フランス領）がある。その北にセントクリストファー・ネビス（独立国家）とアンティグア・バーブーダ（独立国家）がある。そして、さらに、フランス領、イギリス領、オランダ領、アメリカ領の小さな島々があり、ペエルトリコへと至る。

この小さな島（淡路島より少し大きい程度）であるセントルシアに民法典があり、しかも、それはケベック旧民法典と類似している。本稿は、この事實を、わが国においても広く知りたいということを目的とする紹介論文である。筆者は、この事實を、後述のグレン論文によつて知つた。グレン氏は、現在、カナダ・ケベック州のモントリオール市にある名門マギル大学（英語系の大学）の法学部に所属している。

本稿で引用する文献の多くは、グレン論文からの孫引きである（筆者は、一九九五年から一九九七年までの二年間フランスに滞在していた関係で、ここ四年間、ケベックに行つておらず、また英語系ケベック人法学者と緊密な人脈を持たないため、英語文献の入手が困難である）。といふで、そのグレン論文には、リバプール論文、アンソニー論文およびパチエット論文からの孫引きが極めて多い。その結果、本稿は、グレン論文を経由して、リバプール論文、アンソニー論文から、曾孫引きしている場合が極めて多いことをお断りしておく。

〔重要論文〕 本稿で引用または孫引する文献のうち、特に重要なものは、次のとおりである。

- ① N.J.O. Liverpool, "The History and Development of the Saint Lucia Civil Code" in R.A. Landry & E. Caparros, eds., *Essays on the Civil Codes of Québec and St. Lucia* (Ottawa: University of Ottawa Press, 1984). 以下では、「リバプール論文」 と呼ぶ。
② K.D. Anthony, *The Mixed Legal System of Saint Lucia: Its Establishment and Decline* (Ph.D. Thesis, University of Birmingham (U.K.), 1988). 未公刊。以下では、「アンソニー博士論文」 と呼ぶ。

- ③ K.D. Anthony, "The Viability of the Civilist Tradition in St. Lucia: A Tentative Appraisal" in R. A. Landry & E. Caparros, eds., *Essays on the Civil Codes of Québec and St. Lucia* (Ottawa: University of Ottawa Press, 1984).
- ④ K.D. Anthony, "The Reception of the Common Law System by the Civil Law Systems in the Commonwealth Caribbean" in M. Doucet & J. Vanderlinden, eds. *La réception des systèmes juridiques: Implantation et destin* (Bruxelles: Bruylant, 1994) 15. 〔トムス・ドゥセツ、ジョン・ヴァンダーリン著「カリブの法統の歴史」〕
- ⑤ K.D. Anthony, "Which Estoppel in the Law of Saint Lucia?", (1992) 2 *Caribbean L. Rev.* 149. 〔トムス・ドゥセツ著「セントルシアの法における反証の法則」〕
- ⑥ K.D. Anthony, "The Courts and the Interpretation of a Civil Code in a Mixed Legal System: Saint Lucia Revisited", (1995) 5 *Caribbean L. Rev.* 144. 〔トムス・ドゥセツ著「セントルシアの法統の歴史」〕
- ⑦ H.A. Fraser, "The Civil Law and Its Administration" in British Institute of International and Comparative Law, ed., *Law in the West Indies* (London: B.I.I.C.L. 1966) 83. 〔トムス・ドゥセツ著「西インド諸島の法」〕
- ⑧ K.W. Pachett, "The Legal Systems in the West Indies", in *Law in the West Indies* (London: B.I.I.C.L. 1966) 70. 〔トムス・ドゥセツ著「西インド諸島の法」〕
- ⑨ K.W. Pachett, "Legal Problems of the Mini-State: The Caribbean Experience", (1975) 6 *Cambrian L. Rev.* 57. 〔トムス・ドゥセツ著「カリブのミニステートの法律問題」〕
- ⑩ K.W. Pachett, "Introduction" in *Law in the West Indies* (London: B.I.I.C.L., 1966) 57. 〔トムス・ドゥセツ著「西インド諸島の法」〕

「スリランカの法典」と「西インド諸島の法典」。

- ⑩ D. White, “Some Problems of a Hybrid Legal System: A Case Study of St. Lucia”, (1981) 10 *I.C.L.Q.* 862. 「ハイブリッド法」「複合的法」。
- ⑪ Liverpool & Patchett, “The Legal Professions in the West Indies” in *Law in the West Indies* (London: B.I.I.C.L. 1966) 117.

- ⑫ V.A. Cooper, “The Notarial System in St. Lucia” in R.A. Landry & E. Caparros, eds., *Essays on the Civil Codes of Québec and St. Lucia* (Ottawa: University of Ottawa Press, 1984). 「セントルシアの法典」。
- ⑬ V.F. Flloissac, “The Interpretation of the Civil Code of Saint Lucia” in R.A. Landry & E. Caparros, eds., *Essays on the Civil Codes of Québec and St. Lucia* (Ottawa: University of Ottawa Press, 1984). 「セントルシアの法典」。

- ⑭ A. Huxley, “How Hybrid Is Saint Lucian Law” in R.A. Landry & E. Caparros, eds., *Essays on the Civil Codes of Québec and St. Lucia* (Ottawa: University of Ottawa Press, 1984). 「セントルシアの法典」。
- ⑮ J.M. Glenn, “Civilian Survival: Upper and Lower Canada and the Saint Lucia Civil Code”, *Mélanges offert par ses collègues de MacGill à Paul-Aandré Crépeau*, (Québec: Les Editions Yvon Blais, 1997) 327. 「セントルシアの法典」。

[脚註解説] 本稿では孫子法の評価のほか、特に重畠なる点、次のようである。

① *Du Boulay v. Du Boulay* (1869) [1867-69] L.R. 2 P.C. 430. イギリス「トナ・ブロー事件」訴訟引。
 ② *Northrock Ltd. v. Jardine* (1992), 22 W.I.R. 160 (East. Carib. States C.A.). イギリス「ハーベロック事件」訴訟引。

11 セントルシアの概要と歴史

1 セントルシアの概要

セントルシアについて、現在のわが国で刊行されてゐる多くの百科事典で調べ、それらに共通している項目を次に掲げる。

正式国名	セントルシア (Saint Lucia)
面 積	六〇〇平方キロメートル
人 口	一五万人 (一九九〇年推計)
首 都	カストリーズ
通 貨	東カリブドル (四九円=一九九一年当時)
島の様子	火山島 (海岸の景勝に恵まれ観光地)
気 候	熱帯性気候 (高温、多雨、多湿)
産 業	農業 (バナナ、マンゴー、ココナッツ、カカオなどの生産) と観光。
住 民	黒人とその混血が九七%、白人が三%。黒人は、元来の原住民ではなく、イギリスおよびフランス

の植民地支配の間に、アフリカから奴隸として連れて来られた。

言語 英語、パトア語（フランス語の方言）

統治形態 総督が形式的に統治。議会は、上院（一一名）と下院（一七名）で構成。

政治路線 イギリス連邦に所属。親米路線。グレナダ侵攻ではアメリカを支持。

2 セントルシアの歴史

(1) セントルシアの年表

最初に、セントルシアに関する事項の年表を掲げる。これは、グレン論文および日本の百科事典から重要事項をピックアップして作成した。あわせて、ケベック民法典およびルイジアナ民法典に関する事項を併記することにする。なお、ケベックおよびケベック民法典の歴史については、大島俊之「ケベック民法の性格—大陸法的伝統と英米法の影響—」比較法研究（比較法学会）四八号一九八頁以下（一九八六年）、大島俊之「比較法学的見地から見たケベック民法」日本カナダ学会編『カナダ研究の諸問題』五九頁以下（一九八七年）、大島俊之「ケベック旧民法典の起草者」神戸学院法学二八卷二号（一九九八年）および大島俊之「ケベック旧民法典の制定」神戸学院法学二八卷四号（一九九九年）を参照。ルイジアナ民法典の概要については、大島俊之「日本の民法と外国の民法」神戸学院大学法学会編『法政総合講座テキスト』（一九九六年）七二頁および大島俊之「ルイジアナ法におけるフランス語の地位」神戸学院法学二九卷二号（一九九九年）を参照。

（一六世紀）

一五〇二年 コロンブスの第四回目の航海の際に、セントルシアを発見。

発見の日が聖ルキアの日であり、島名の由来となる。

〔一七世紀〕

一六〇二年 イギリス人の植民者がセントルシアへの定住を試みたが失敗。

一六四八年 再度、イギリス人の植民者がセントルシアへの定住を試みたが失敗。

一六四二年 フランス人の植民者が定住に成功（グレン論文による。日本の百科事典では一六五〇年説を採用しているものが多い）。

一六六〇年 カリブ人とフランス人の間で条約を締結。

一六六四年 フランス東インド会社がセントルシアを統治（一六七四年まで）。

一六七四年 フランス国王の直轄地となる。

〔一八世紀〕

一七五六年～一七六三年 七年戦争（この戦争中に、英國がセントルシアを占領）。

一七六三年 パリ条約（英國がセントルシアをフランスに返還）。

一七九六年 セントルシアで大火が発生。

〔一九世紀〕

一八〇二年 イギリス軍がセントルシアを占領（一八一四年までイギリスの軍政下）。

フランス民法典（一八〇四年）

ルイジアナ民法典要綱（一八〇八年）

一八一四年 パリ条約（セントルシアは英國領に確定）。

ルイジアナ一八二五年民法典

ケベック旧民法典（一八六六年）

ルイジアナ一八七〇年民法典

「セントルシア民法典を制定するための法律」の公布。

「セントルシア民法典を制定するための法律」が発効（一〇月八日）。

一八七八年 セントルシア民法典法案の起草完了（二月六日）。

一八七八年 セントルシア民法典法案が立法評議会で可決（一二月二一〇日）。

一八七九年 セントルシア民法典の公布（一〇月二一〇日）。

一八八二年 セントルシア民事訴訟法典。

〔二〇世紀〕

一九四六年 法律実務家法の改正。

一九四八年 セントルシアで大火が発生。

一九五六年 民法典改正法が可決される。

一九五七年 民法典改正法の施行（六月三二〇日）。

一九六七年 内政自治権を獲得。

他のイギリス領の島々とともに西インド諸島連盟を結成。

一九七五年 法律実務家法の改正。

一九七九年 セントルシアの独立（二月二三日）。国連加盟。

ケベック新民法典（一九九四年）

(2) セントルシアの歴史——ケベックとの類似点と相違点——

面積の点では、小島のセントルシアと、広大なケベックとは大きく異なる。また、気候の点でも、灼熱のセントルシアと、極寒のケベックとは大きく異なる。

しかし、セントルシアとケベックは、似たような歴史を持つている。セントルシアもケベックも、一六世紀前半にヨーロッパ人によって発見された。⁽¹⁾ そして、一七世紀前半には、原住民の抵抗を排除して、ヨーロッパ人が定住した。⁽²⁾ ただし、セントルシアの置かれた状況は、イギリス国王、フランス国王およびカリブ海の原住民が島の領有権を主張したために、ケベックよりも一層複雑なものであった。⁽³⁾ セントルシアもヌヴェル・フランス（新フランス＝現ケベック）も、一六六四年から一六七四年までは、同じフランス東インド会社によつて支配されていた。セントルシアもケベックも、一六七四年以降は、フランス国王の直轄地となつた（セントルシアは、マルティニーク植民地の一部を構成した）。

このため、セントルシアとヌヴェル・フランスは、類似した行政・司法組織を有していた。両国は、総督および行政長官によつて統治されていた。そして、最高の行政・司法機関として、高等評議会が置かれていた。セントルシアの場合には、マルティニーク島高等評議会の支配下にあつた。この評議会は、一二人の評議員から構成されていた。彼らは、有力な商人や植民者であつた。そして、会長が裁判長であつた。⁽⁴⁾ ヌヴェル・フランスにおける高等評議会と同様に、この評議会も、司法的な機能だけではなく、立法機能や行政機能も果たしていた。この点が、セントルシアにおいてイギリス支配が始まつた時期に、紛争の種になつた。⁽⁵⁾

これら二つのフランス植民地は、類似した法体系を有していた。セントルシアでは、一般的な事項は、パリ慣

習法およびフランス国王の王令によつて規律されていた。植民地特有のその他の問題については、総督または行政長官が、国王の名の下に発布した法律によつて規律され、マルティニーカ法典の中に集められていた。⁽⁷⁾ その他に、ローマ法およびフランス法学者の著作、とくにボティエの著作が法源とされた。⁽⁸⁾

「西インド会社の設立に関する一六六四年五月の王令の三三三条が、パリ慣習法は東インド植民地と同様に西印度植民地にも効力を持つ旨を、明示的に規定したので、パリ慣習法は効力をもつ」と言われてきた。⁽⁹⁾ この王令は、一六八一年一月五日にマルティニーカ島高等評議会の「パリ慣習法及び王令を本島に適用するための法律」によって登録された。⁽¹⁰⁾ この法律は、セントルシアの様々な文献において、フランス語の原文のまま、何度も引用されている。⁽¹¹⁾

イギリスとフランスは、ヌヴェル・フランスおよび西インド諸島の支配権を巡つて一七世紀・一八世紀中争つた。このため、セントルシアの支配者は、一四回も変わつた。セントルシアは、ケベックと同様に、七年戦争の間にイギリスによつて占領された。しかし、イギリスは、一七六三年のパリ条約により、セントルシア島およびマルティニーカ島をフランスに返還した。⁽¹²⁾ これに対して、イギリスは、ケベックをフランスに返還しなかつた。その当時は、フランスの方が有利な取引をしたと考えられていた。⁽¹³⁾ 一七六三年のパリ条約によりセントルシアの地位が明確になつてから、移住して来るフランス人の数が増えた。⁽¹⁴⁾ また、フランス政府は、土地を無償で払い下げたりして、この動きを奨励した。このため、マルティニーカ島、グアドループ島その他から、セントルシア島に移住する者が増えた。⁽¹⁵⁾ ところが、一八〇三年に、セントルシアの支配者が再度、変わつた。イギリスがセントルシアの支配権を獲得したのである。そして、イギリスの支配権は、一八一四年のパリ条約によつて確認された。これが、セントルシアにおける最後の支配権の交代である。

セントルシアでもケベックでも、占領後は、軍事政権が続いた。セントルシアの場合には、一八〇三年から一八一四年まで続いた。両植民地とも、占領の後に最初に公布された法律は、住民の財産を保障するという宣言であった。⁽¹⁶⁾つまり、当面は、旧法律が継続されるという宣言である。セントルシアの場合には、一八〇三年の六月の宣言中に、そのような保障が含まれている。

「グリンフィールド将軍及び英帝国海軍の司令官であるサミュエル・フード提督は、セントルシア島の住民に對して、前回の割譲以前に有していたのと同様の利益を保障する。前述の島は陥落し、まだ平和条約は締結されていないが、住民および財産所有者を安心させるために、イギリス国王陛下によつて最終的な宣言がなされるまで、両將軍は、現状のまま、前回の割譲の直前にこの植民地において存在した法律の制限の下で、彼らの所有權の完全な享有を保障する。関係当局は、」の宣言を尊重すべき義務を負う⁽¹⁷⁾」。

やがて、ケベックの場合とは異なつて、既存のフランス法を存続させるることは一八一四年のパリ条約によつて保障された。⁽¹⁸⁾

(1) グレン論文三三一七頁によれば、ヨーロッパ人がセントルシアを発見した正確な年月日は不明であるが、一五〇一一年のコロンブスの四番目の航海の際のことであろう、とのことである。

(2) 一六〇五年および一六三八年に、二度にわたつて、二人のイギリス人がセントルシアに定住しようと試みた。しかし、カリブ人に打ち破られた。カリブ人は、元々の原住民であるアラワク人よりも好戦的な種族である。アラワク人は、カリブ人によつて駆逐されていたのである(グレン論文三三一七頁)。そして、一六四二年に、フランス人が定住に成功した。カリブ人は、一六六〇年にフランス人と和平条約を締結した(see J.H. Pilgrim, *Snapshots of St. Lucia's History (Castries: Standard, [n.d.]) at 1-2*)。

(3) 英国のチャールズ一世は、セントルシアを含むカリブ海諸島を、一六二五年に、カーリスル伯爵に譲渡した（一六一七年六月一日の書状で確認した）。しかし、彼は、セントルシアに定住はしなかつた。他方、フランスでは、一六一六年一〇月三一日に、リシュリューが、「東インド会社」の特許状を発した。そして、セントルシアは、一六四一年に、¹⁴⁾この会社に譲渡された。島々の支配者は、何度も変わった。一六六四年にコルベールが、売却した領土のすべてを買い戻し、島々を開拓するために、新しい「東インド会社」を設立した。一方、カリブ人は、セントルシアを一六六三年に、バルバドスの植民者グループに売り渡した。しかし、この売買は、なんの効果もなかつた（see: Pilgrim, *op. cit.*, *Ioc. cit.*, Rev. C. Jesse, *Peeps into St. Lucia's Past* (Castries: Extra-Mural Department, University of the West Indies, 1979))。

(4) やハーメルシアでは、民事事件および刑事事件を管轄する奉行所 (*Sénechaussée*) があつた。¹⁵⁾ やハーメルシアでは、奉行 (*Sénéchal*) が裁きをした。そして、「高等評議会」に控訴する¹⁶⁾がやめた（リバール論文三一四頁）。

(5) See J. E. C. Briarley & R. A. Macdonald eds., *Quebec Civil Law: An Introduction to Quebec Private Law* (Toronto: Emond Montgomery, 1993) at 7-8. やハーメルシアの「高等評議会 (*Conseil supérieur*)」¹⁷⁾と呼ばれる一七〇三年以前の「最高評議会 (*Conseil souverain*)」¹⁸⁾の名称に由来する。しかし、やハーメルシアでは、これら二つの名称は、同じ意味の単語として、混乱して用いられてゐる。

(6) リバール論文二一四頁～三一七頁。

(7) 全五巻の本であり、やハーメルシア法と、マルティニーク法を含んでゐる。

(8) See Colonial Office Records 318/79. (リバール論文二一五頁に引用されてもいる)。セントルシアにおけるマラヌス古法に関する最もよく知られてゐるのは、セントルシアの裁判長ポーター・アットヒルの記述である。彼は、ウイハム・ワード諸島の上訴裁判所におけるデュ・ブレー事件の少数意見において、次のように述べてゐる。「しかしながら、リバール論文二一四頁～三一七頁で述べておかなければならない。地域の法律を除けば、本島の民事法、海事法および商法の大部分は、一七

八九年以前のフランス法である。それらは、たゞればパリ慣習法などの種々の法源の中に散在してゐる。かつてのフランスの慣習法、王室、フラン西國王の宣誓、マントイニーラーク法典、ボティア、マルハ、コドール、ドカリギー、シマウガーラスその他の法源については述べる必要はないが、ケベック法の法源についてはさうして、see Brierley & Macdonald, eds., *op. cit.*, at 7-11.

(9) ルーヴルのウッドロウ裁判長が、トム・ブレー事件において、上訴裁判所の多数意見の中に述べてゐる。

(10) ケベックにおこり、この問題は未解決のまま残されたが (see Brierley & Macdonald, eds., *op. cit.*, at 10)、ヤハーレンシアにおこり、本国の法律が効力を持つためには、正式に登録されなければならぬ (トム・ブレー事件を参考)。

(二) See presently *Saint Lucia Revised Ordinances*, 1957, App. II ("Ancient French Law/Ancien Droit Français"), No.1.

(11) やがて結果、ヤハーレンシア、一七六一年の（英國の）国王宣言の適用範囲に含まれてゐた (R.S.C. 1985, App.

II, No.1 に採録)。この国王宣言は、「ヤギリス法に類似した」裁判所を創設する」とを認めた (*id. at 3*)。この国王宣言は、ケベックのみならず、マリカ、ヤハーレンシア、ケナダイン諸島、グランダ、ルーヴルなどの西ハーレン諸島にも適用された (see C. Belleau, "The Law of Civil Procedure in the Province of Québec with Special Reference to the Field of the Execution of Judgments as Compared with the St. Lucia Experience" in Landry &

Caparros, eds., *op. cit.*, at 267)。

(12) 「幅に開かれねだねやかな土地」に関するガオルホールの侮蔑的な言葉は、今もなお、ケベック人を苦しめている。同様に、英國におこり、「カナダの凍てついた禿疎地よつも、砂糖の島々の方がはるかに価値がある」と云ふ批評があつた (Sir A. Burns, *History of the British West Indies* (London: Allen & Urwin, 1954) at 489, cited in Belleau, *op. cit.*, loc. cit.) = ベーブルは、次のとおり指摘してゐる。トム・ブレーが、ヤハーレンシアを保持すべきだ

認められた。セントルシア島は、マルティニーク島を防衛する上で、戦略的に重要な地位である。また、同じ理由で、イギリスは、それまでセントルン島を保持してきたのである、と正当にも述べている（リバプール論文1107頁）。

- (14) 一八世紀においては、フランス人植民者もイギリス人植民者も、矛盾する特許状のもので、セントルシアに植民する権利を主張している。一方で、一七二二年のフランス国王のエストレ元帥に対する特許状であり、他の一つは、一七四八年の「イギリス国王のモンタギュ伯爵に対する特許状である。セントルシア島は、一七四八年のハックス・ヒ・シャペル条約」における、中立地域と宣言された。

- (15) See "Historical Account of Land Tenure Systems in the Caribbean", (1949) 1 *Caribbean Econ. Rev.* 133 at 151-52.

- (16) 法の継受およびその継続に関する英國の先例は、*Campbell v. Hall* (1774), 1 Cowp. 204, 98 E.R. 848 である。この事件におこり、グレナダ近辺の島々との関係が問題になった。

- (17) Saint Lucia Revised Ordinances, 1957, App. II, No.4 に採録されている。「前回の割譲の直前の時期」とは、「一七九六年五月」六月のイギリス軍によるセントルン島の占領は先立つ時期をさす（その後、セントルシアは、一七八〇一年の「アミアンの和約」によってフランスに返還された）。その短いイギリス支配中に、宣言が発せられ、一七八九年以前のフランス法に合致するようく裁判所の再建が宣言された（リバプール論文1107頁）。一八〇〇年六月一日に発せられた第一の宣言は、フランスの法律のみならず、フランスの慣習をも存続させる」とを宣言した（リバプール論文1118頁）。しかし、トーハス法の継受の正確な年月日は、一八〇二年六月二三日である（トーハス事件）。
- (18) 一七七四年の「ケベック法」の施行まで、大陸法の存続は、正式に保障されてはなかつた (14 Geo.3, c.83, reprinted in R.S.C. 1985, App. II, No.2.)。
- (19) 一九五七年のセントルシア法律全書のなかには、この条約は採録されていない。一八〇三年の宣言についても同様である。この条件上の保障は、問題に決着をつけなかつた。すぐ後に、高等評議会は、摂政殿下に対して次のよう

な嘆願をしている。「「これらの法律〔フランス法〕に修正を加える」とは、本植民地に混乱をもたらせ、取引を麻痺させる」とあります。それらを継続する」とは、「われわれにとって、正当ない」とあります。それゆえに、殿下に對しまして、」のよつた嘆願するものであります」(quoted in David Graham & Co. Ltd. v. Frank (1921), St. Lucia Gaz., De Freitas, C.J. (アンソニー・継受論文二〇頁に引用された)。」れど答えて、セントルシア総督のリチャード・A・セイモアは、「一八一七年に、再度、次のよつた保障を与えた。「」の命令の発令の時点で当植民地において効力を有する法律、慣習および規則は、今後も維持すべきものとする……」(リバプール論文三〇八頁に引用されている)。

II セントルシア民法典前史

1 コモンローへの同化圧力

セントルシア法もケベック法も、コモンローが支配しているイギリス帝国の中におけるフランス法の飛び地である。しかし、新世界における大陸法の飛び地は、両国法だけというわけではない。他にも、トリニダードにおいては、一七九七年のイギリスによる征服の後に出自された宣言によつて、スペイン法の存続が保障された。⁽²⁰⁾そして、このことは、一八〇二年の「アミアンの和約」によつて確認された。また、現在のガイアナにおいては、一八〇三年の軍法によつてオランダ法の存続が保障され、一八一四年のパリ条約によつて確認された。しかし、これら諸国においては、大陸法の伝統は、コモンローへの同化圧力に抵抗できるほど十分な力を持つていなかつた。その結果、トリニダードにおいては、スペイン法は一九世紀中葉にコモンローに吸収された。⁽²¹⁾ガイアナにおいては、一九一六年にコモンローを継承したために、オランダ法は僅かな痕跡をとどめているに過ぎない。⁽²²⁾

セントルシアもケベックも、コモンローへの同化圧力に抵抗した。しかし、その抵抗の程度は異なる。両地域とも、征服に続く時代には、主権の移行に伴い公法を変更し、またイギリス刑法およびイギリス刑事訴訟法を導入した。両地域とも、私法の領域において、イギリス商事法を導入し、また裁判所組織のイギリス化を行った。²³⁾かつて、セントルシアにおいては、フランス的な裁判所組織が導入された。しかし、ケベックと同様に、高等評議会は、一八一七年にその立法権限を奪われ、司法権限だけに制限された。そして、一八三一年に、フランス式の裁判所は廃止され、イギリスのモデルに従つた体制となつた。すなわち、「民事事件については、裁判所は裁判長と二人の陪席裁判官によつて構成され、刑事案件については、上記の三人の裁判官の他に、三人の補佐人によつて構成される」。²⁵⁾そして、英國上院の枢密院に特別上告することができる。このような制度は、一九四〇年まで維持された。一九四〇年には、独自の裁判制度が導入された。²⁶⁾

セントルシアにおける裁判所組織の英國化は、裁判手続の英國化のみならず、²⁷⁾裁判官の英國化も伴つた。当時のある觀察者は、²⁸⁾一八三〇年代の裁判所組織について、率直に書いている。「陪席裁判官のうちの一人は、弁護士および検察官としての長い経験を有し、素晴らしい人選である」。²⁹⁾しかし、裁判長は適任ではない。「彼の弁護士および裁判官としての素質は、イギリス植民地においては十分なものである。しかし、フランス法およびフランス語の知識を全く欠いている」。³⁰⁾第二の裁判官は、「まったくフランス語の知識を持つておらず、この地域あるいはいかなる地域の法についても全く無知である」。³¹⁾英語で訓練された裁判官を任命するという慣行は、この時期にすでに始まっていたのである。³²⁾

最後に、裁判官の英国化の結果、英語が法廷用語として採用されるに至つた。裁判用語に精通していない裁判官では、正義の実現を期待することができないからである。³³⁾英語を導入したいという英國植民省の圧力は、一八

三二年に始まっていた。そして、セントルシアにおける激しい抵抗にもかかわらず、一八四二年一月一日からは、裁判用語として英語が導入された。⁽³⁴⁾ 立法においては、「言語主義がしばらく続いた。しかし、「フランス語文は、不正確なものになつて行つた」。⁽³⁵⁾ さらに、裁判所における公用語としての英語の採用は、他の領域においても、英語が頻繁に使用されるような状況を作り出した。英國植民省長官は、英語への転換について次のように述べている。「もう後戻りをする」とはできません。また、英語が土着の言葉になれば、後戻りをする必要もありません。⁽³⁶⁾ この政策の主たる目的は、そのような変化を促進することあります。

2 挫折した民法典編纂の試み

コモンローの圧力に抵抗して、セントルシアで「財産権と私権」⁽³⁷⁾ に関する大陸法の伝統が存続したことは驚くべきことである。この点では、ケベックと同様である。このような大陸法の存続については、一八七九年のセントルシア民法典の制定によるところが大きい。⁽³⁸⁾ この民法典は、下流カナダ民法典（＝ケベック旧民法典）をモデルにしたものである。また、一八八二年のセントルシア民事訴訟法典の制定によるところが大きい。⁽³⁹⁾ この民事訴訟法典も、下流カナダ民事訴訟法典をモデルにしたものである。ケベックをモデルにしたことについては、セントルシアにおける二人の人物の存在が大きな役割を果たした。すなわち、ジェームス・アームストロング裁判長とウイリアム・デボー執政官である。⁽⁴⁰⁾ これら二人の人物は、カナダで法学教育を受けており、大陸法についての知識を有していた。一八七〇年代にこれら一人の人物がセントルシアに滞在していたことは、「幸運な偶然」、「ラッキーな任命」、「幸せな出会い」⁽⁴¹⁾ あるいは「奇跡」⁽⁴²⁾などと表現されている。しかし、これらの言葉が強調するほどには、ケベックをモデルとしたことは、偶然ではないのである。⁽⁴³⁾

セントルシアにおいて効力を保持している「フランス古法」を、なんらかの方法で纏めることが必要であることは、古くから認識されていた。ケベックにおけるのと同様に、セントルシアにおいても、異なる言語で書かれた雑多な法源が存在することは問題であった。⁽⁴⁶⁾ そして、セントルシアでは、一七九六年に大火があり、古い文献が消失したことによって、その必要性が高まった。この一七九六年の大火は、セントルシアの中心都市であるカストリーズで発生し、公的・私的文章や記録が消失した。⁽⁴⁷⁾ フランスの法律家と接触がないことが、問題をさらに悪化させた。⁽⁴⁸⁾ セントルシアの法律全書または法典編纂は必要であり、何度かその試みがなされた。とくに、裁判組織の英国化の後は、そうであった。

第一の試みは（この試みは幸運にも実現されなかつた）、ある裁判長の提案によるものであり、セントルシアの法律を集め、修正することであつた。この提案は、次のようなものであつた。

「それは、すべての法律を法典化する試みであつた。その作業は、それらの法の『表題』すら知らない人物に委ねることになるところであつた。そして、それらの法律は、彼が全く理解できない言語で書かれているのである。ゴダリッジ卿は、植民地の歴史に類を見ないような空想的な法典編纂をしようとしていたのである」。⁽⁴⁹⁾

もう少し真剣な試みは、一八四〇年代に行われた。それは、主としてロバート・トレーンス卿の提唱によるものである。彼は、その当時、バルバドスおよびウインワード諸島の総督であった。彼は、一八四五年的セントルシア立法評議会における演説において、植民地の困難について、次のように述べた。

「地方政府の長、裁判官、弁護士および治安判事は、様々な局面において、法律を知る必要があるにもかかわらず、法律の条文を入手することができません。彼らにとって、法律をることは義務であります。また、セントルシアにおける英國臣民は、噂や習慣などの不確かな方法によらなければ、自分達を支配する法律について知

る」ことができないのであります⁽⁵⁰⁾。

その直後にセントルシアの法律を翻訳し、修正し、収集し、印刷するための委員会が設置された⁽⁵¹⁾。この委員会を助けるために、トレンス総督は、下流カナダ（＝現ケベック）における法典・編纂の動きを調査した。また、トレーンス総督は、カナダ総督カスカートから助言を受け、下流カナダ民法典の英語版が印刷されるであろう、ということを教えられた⁽⁵²⁾。トレンス総督はそれを入手しようと努力したが、成功しなかった。その代わりに、『下流カナダの基本原則』といふ一冊の書物を入手できただけである⁽⁵³⁾。委員会の作業は捗らなかつた。また、委員会は、『パリ慣習法』の英語訳がカナダから届くことを期待していたが、それも届かなかつた⁽⁵⁴⁾。

最終的には、当時の総督ダーリングは、『マルティニーカ法典』とともに、「セントルシアの法律、命令などをすべて入手した」。これはフランス語で印刷されたものであり、必要なときには、裁判所の通訳に英語に翻訳させた⁽⁵⁵⁾。英國植民省は、一八五一年に、渋々ながら、これを承認した⁽⁵⁶⁾。しかし、この委員会も、法典・編纂を実現することはできなかつた。そして、いよいよ、一八六九年にウイリアム・デヴォーがセントルシアに到着し、一八七二年にジェームス・アームストロングが到着することになる。

(20) この時期におけるトリニダード島の住民の多くは、実際には、フランス人であった。彼らは、スペイン国王の招きに応じて、この島にやって来ていた。スペイン国王の招きは、一七八三年の *Cédula de la Población* によって発せられた。これは、グレナダに植民してたフランス人のルーム・ム・サンロランの依頼によるものである。See J. Millette, *Society and Politics in Colonial Trinidad*, 2d ed. (Trinidad: Omega Bookshops, 1985) at 9-13 (トーナン一巻受論文) (O頁に引用されてる)。この時期より前は、「スペインの無視、無関心による、トニルタームはペペイン帝国におけるスラムのような地位に陥つてゐた」(id. at 1)。

(21) トリニダードの裁判所法によつて行われた (No.23 of 1914, s.19)^o の法律は、一八四八年三月一日をもつて、トリニダードにおけるイギリス法継受の日となつた。

(22) See *Civil Law Ordinance (Guyana)*, No.15 of 1916. ハーナー論文八二頁。

(23) アンソニーは、イギリス領カリブ諸島における司法の実態を調査するために一八二二年に設置された委員会の重要性を強調している。この委員会は、一八二七年（トリニダード）、一八二八年（現在のガイアナ）および一八三〇年（セントルシア）に報告書を提出した（アンソニー継受論文二〇頁～二一頁）。彼は、また、植民省の漸進主義的アプローチの重要な要素を強調している。イギリス法の継受は、そのための準備作業が完了した後に始められた。その際、住民構成の英國化が重要な要素であった。

(24) See Brietley & Macdonald, eds., *op. cit.*, at 17.

(25) リバール論文二二四頁。アンソニーは、英國枢密院令によつて行われたことを強調している（「同法宣言」という形式を取つた）。三つの大陸法系の國々（トリニダード、ガイアナおよびセントルシア）においては、「法的基礎、司法の管理、刑法、刑事訴訟法、民法のいくつかの部分において広範な改革」がなされた（アンソニー継受論文三五頁）。

(26) 「五大陸法の伝統の危機と希望の兆候」の「一 裁判所の構成」を参照。

(27) アンソニー継受論文五六頁～五八頁参照。

(28) See H.H. Breen, *St. Lucia: Historical, Statistical and Descriptive* (London: Longman, Brown, Green & Longmans, 1844), reprinted (London: Cass, 1970). ブリーンは、セントルシアの法制度・裁判制度についてロマンチカルに理想的な立場の人物である。彼は、裁判所の記録次官であった。一八二三年には、セントルシアの記録長官になつた（この地位は、裁判所の記録のみならず、証書や登記簿の保管を行つ）。次に、セントルシアの執政官になつた（一八五七年～一八六一年）。ついで、セントルシアの憲兵司令官になつた（一八六一年から一八八一年の

彼の死亡(まじ)。一八二一年にセイハーネルシトは米國に来り、彼は、マホトマリーケドー一年間を度(ムダ)してゐる。また、彼は、フラン西五年間、教育を受けてゐる。See Rev. C. Jesse, *Sketch for a Life of H. H. Breen, F.S.A. (1805-1881): Registrar, Administrator and First Mayor of Castries. Author of A History of St. Lucia, 1884* (Castries: St. Lucia Archeological and Historical Society, 1968).

(650) 54

(29) Breen, *op. cit.*, at 334, referring to Mr. Justice Mallet Paret.(30) *Id.* at 333.(31) *Id.* at 334.

(32) 裁判所組織が英國化される前に、ヤンマールシアにおいて最も有名な裁判官であるショーン・ジョンソン卿が任命された。彼は、チャネル諸島（ロスアンゼルス沖合の太平洋の諸島）出身の弁護士であり、一八二五年から一八三一年

の廃止までの間、高等評議会の会長であった。マルティニークから裁判官を任命するものであるところ、彼の助言は、取り上げられなかつた（リバプール論文三一七頁参照）。ジョンソン卿は、奴隸および有色自由人の置かれてゐる状況を改善するために多くのことをした。カストリーズの中心通の名は、彼にちなんで名付けられた。

(33) See C. O. 243/46. 総督発植民省長官宛の意見書（リバプール論文三三三頁に引用されてゐる）。

(34) リバプール論文三一九頁～三三五頁、アンソニー繼受論文六二頁～六五頁を参照。英語は、一八一八年に、行政用語として導入された。それまで、法律はフランス語で制定されたが、この年から変更された。このことは、一八一四年のパリ条約において、フランス語使用の継続が保障されたことに違反している（リバプール論文三一四頁）。

(35) リバプール論文三三六頁に引用されている。彼が、「その後も長く続いた」と述べてゐるのは、正当である。

(36) リバプール論文三三五頁に引用されてゐる。

(37) ニの言葉は、一七七四年の「ケベック法」において用ひられてゐる（八条。Constitution Act, 1867 (U.K.), 30 &

31 Vict., c.3, s.92 (13))。

(38) 一八七九年のセントルシア民法典は、一八七六年の「民法典を制定するための法律」によつて計画されたものである。注(94)、(95)および(96)参照。

(39) セントルシア法律全書一九五七年C・1[四二]号の付録として収録されている。

(40) 執政官と云うのは、現在のカナダにおける副総督に似たポストである（カナダでは、総督は、連邦政府の首都オタワによる〔形式上のカナダの元首〕。その他に、各州〔全部で一〇州〕の州都にも、副総督がいる。総督および副総督は、形式的にはイギリス女王の名代であるが、現在では、カナダ人の政治家が任命されている。実権に乏しいため、有力な政治家は就任しない）。一八三八年から一八八五年までは、セントルシアおよび他のカイノワード諸島は、バルバドスの総督の統治に服していた。

(41) Sir A. Lewis, "Official Opening of Conference" in Landry & Caparros, eds., *op. cit.*, at 9.

(42) リバプール論文[1][1][1]〇頁。

(43) アハヘリ一継歌論文四一頁。

(44) B.P. Archibald, Book Review of *Essays on the Civil Codes of Québec and St. Lucia*, ed. by R.A. Landry & E. Caparros, (1986) 64 *Can. Bar Rev.* 235 at 235.

(45) ベルハーレ論文[1][H][H]頁。

(46) See Brierley & Macdonald, eds., *op. cit.*, at 17-18, 24-26.

(47) See F.J. Carasco, *Historical Review of the Castries Municipality from 1785 to 1967*, ed. by J.H. Pilgrim (Castries: Castries City Council, 1967).

(48) リバプール論文[1][1]五頁は、次のよへに述べてゐる。「法律を入手できないだけでもなく、イギリス人がそれを入手する所へ運んだにめかかねば、フランス人の法曹が協力しなかつたよりに思われる。フランスの法律家達は、イギリ

ス人達は、文献がないので、何が法律なのかを知っている専門家に依存しなければならないであろう、と考えていた。そして、フランス体制の下で、公証人を除くすべての法律実務家は、セントルシアから放逐されていた。ヌヴェル・フランス出身の法律家も放逐されていたのであった (see Brierley & Macdonald, eds., *op. cit.*, at 10.)。

(49) Breen, *op. cit.*, at 334-36.

(50) C.O. 321/22. (リバプール論文三二一六頁～三三一七頁に引用される)。ムンスは、一八五〇年代に南オーストラリアにおけるその業績によって知られている。南オーストラリアで、彼は新しい登記制度を導入した。この登記制度は、今日では、トレンス・システムとして知られている。彼の父ロバート・トレンスもまた、オーストラリアと深い関係があつた。父ロバートは有名な経済学者で、南オーストラリア植民協会の会長であつたのである。

(51) この委員会は、ポーター・アトヒル（当時は法務長官で、後に裁判長）を委員長として、法務次官J.ラクレース、裁判官マレット・パレを委員としていた (リバプール論文三二一七頁)。

(52) ケベックにおける法典編纂作業は、一八五七年に開始されたのであり、この時期には、下流カナダ民法典（＝ケベック旧民法典）の編纂作業はまだ開始されていなかつた。したがつて、下流カナダ民法典の英語版を入手できるはずなどなかつた。トレンス総督とカスカート総督の間に、何らかの誤解があつたのであらう。

(53) いの書物は、恐らく N.B. Doucet, ed., *Fundamental Principles of the Laws of Canada* (Montreal: Lovell, 1842) である。この書物は、「法学生を助けるために、講義で使用する法律を集めたものである」。カナダ総督カスカートは、一八四五年に刊行された『下流カナダ法律全書』(Montreal: Queen's Printer, 1845) に論及したもとの推測される (See Brierley & Macdonald, eds., *op. cit.*, at 22-23)。

(54) リバプール論文三二一八頁参照。委員会は N.B. Doucet, ed., *Fundamental Principles of the Laws of Canada*, id. が「パリ慣習法」の英語訳を含むべき事実に気がついたものである (スコットランドの論文三二二四頁)。# しかし委員会が到来を期待していたのは An abstract of Those Parts of the Custom of the Viscounty and Provostship of

Paris which were received and practiced in the Province of Quebec, in the Time of the French Government (London: Eyre & Strahan, 1772) である。しかし、この本は、日本に英語の表題が付けられていたのが、中

*身せハトハベ語で書かれてゐる (see Brierley & Macdonald, eds., *op. cit.*, at 17 and 23)。*

(55) C.O. 253/107. (リバーポール論文111117頁に引用されてゐる)。このトマホークのなかな試みの持つ重要性を過少評価してはならぬ (グレンハ論文111117頁)。近隣のマリカ島の裁判長は、一八一九年に、法律全書を編集する作業について、次のよハに述べてゐる。「わたつのなすぐる仕事は容易な」とではなかつた。書記官室の原本は、忘れられてしまひ、「マリカ島に食ひ荒ぶれてしまつた。多くの表題は消失しており、判読不可能な部分も多かつた」 (quoted in O.R. Marshall, "Legal Education for the West Indies" in *Law in the West Indies*, *id.* 137 at 143)。

(56) リバーポール論文111119頁～111110頁を参照。

(57) リバーポール論文111110頁を参照。

四 ジョナサン・アーモンドの民法典の制定

1 一人の民法典起草者

(1) アームストロング

ジョームズ・アームストロングは、一八二一年に、ケベック州のベルティエに生まれた。⁽⁵⁸⁾ 彼は、ベルティエとソーレル (当時はウイリアム・ヘンリー) で教育を受けた。⁽⁵⁹⁾ そして、一八四四年に弁護士研修を始めた。彼の受けた法学教育は、デヴォーの受けたよハな体系立つたものではなかつた。彼の時代には、単に、五年間の研修 (古典教育を受けてゐる者については、この期間は四年間に短縮され)。アームストロングは恐らく四年に短縮され

た)と口頭試問による。この口頭試問は、裁判長と二人または三人の裁判官が行う⁽⁶⁰⁾。

アームストロングは、法曹資格取得後、しばらくの間、モントリオールで弁護士をした後、サン・トゥルシユルに移住した。そこに、家族とともに一八五七年までとどまつた⁽⁶¹⁾。アームストロングは、学問好きであり、この時期に、『下流カナダにおける婚姻関係法に関する一考察』という書物を著した⁽⁶²⁾。一八五七年に、彼は、ソレルに帰つた。ソレルは急速に発展しつつある町で、そこで弁護士業務を始めた。政府がこの町に裁判関係の機能を集中させることを決定したからである。一八六〇年に、土地登記所や、裁判所の建物が建設され、この地の法曹を潤した⁽⁶³⁾。アームストロングは、一八六四年から一八六七年まで、ソレルの検察官を務めた。一八六七年内には、シヤルル・イナス・ジル(後に裁判官になった)と共同して法律事務所を運営した。彼は、有名な殺人事件において素晴らしい訴訟活動を行つた。

「このような衝撃的で困難な事件に際して、これほど完璧な準備がなされた例は、ここ二〇年間の下流カナダでは見られなかつた。多くの法律家が重視するような輝くばかりの雄弁さはないとしても、種々雑多な証拠を結びつけるために、長期間にわたる努力を続けた忍耐、すぐれた知性を示した」⁽⁶⁴⁾。

アームストロングは、セントルシアの裁判長として赴任するために、一八七一年にソレルを離れた(着任は一八七二年)⁽⁶⁵⁾。彼は、一〇年後に、その職を辞任して故郷に帰つた。これは、カナダの首相ジョン・A・マクドナルドが、彼をカナダの裁判官にすると約束をしたからである⁽⁶⁶⁾。しかし、彼は落胆させられることになる。しかし、一八八六年に、王立資本・労働審議会の会長に就任した。この審議会は、「一九世紀において、最も重要な政府の組織の一つである」といわれたものである⁽⁶⁷⁾。それまでの間に、彼は、「カナダ自治領における無遺言相続法」という書物を著した⁽⁶⁸⁾。アームストロングは、一八八八年にソレルで急死した。審議会が、その仕事を終える直前のこ

とであつた。ある新聞の社説欄は、次のように書いた。

「この判事は、ケベック州において有名で高い評価を受けていた。洗練された名譽ある市民であり、すべての人から称賛された。彼の突然の死亡は、彼の愛したソレルの町を深い悲しみに陥れた」。⁽⁶⁹⁾

アームストロングが大陸法に関する十分な知識を有していたことは明白である。しかし、彼がセントルシア裁判所の裁判長に任命されたことには、その他にも理由がある。英國植民省は、随分と前から、セントルシア人以外の者を裁判官に任命したいと考えていた。なぜなら、セントルシアのような人口の少ない社会では、セントルシア人にとっては、裁判官としての中立性を維持することが困難であつたからである。⁽⁷⁰⁾そこで、カナダ人を裁判官に任命することが、すでに一八一六年に検討されていた。⁽⁷¹⁾アームストロングは保守党の忠実な支持者であり、オタワ政府にも知られていた。おそらく、英國植民省がオタワ政府に対して人材の推薦を求めたときに、彼が候補者となつたのであろう。しかし、アームストロングが彼の人生の絶頂期において、なぜセントルシアに赴任することを承諾したのかは、必ずしも明らかではない。恐らく、彼は、カナダ最高裁の裁判官になるために必要なワン・ステップと考えたのであろう。⁽⁷²⁾

(2) デヴォー

ジョージ・ウィリアム・デヴォーは、引退したイギリス人牧師の末っ子で、一八三四年にドイツのバーデン。

バーデンで生まれた。その後、彼は、イギリスで教育を受けた。

彼は、オックスフォードで学生時代を送つたが、怠け者の学生であつたようである。⁽⁷³⁾オックスフォードでの学生生活は中断された。彼が、父の希望に反して、牧師になることを拒絶したからである。一八五六年（二二歳）に、彼はカナダに移住した。カナダを選んだ理由は、「わたしがこのカナダの植民地以外の植民地を知らなかつた

からではなくて、航海が短くて済むことと、推薦状が得られたからである。⁽⁷⁴⁾

当初、彼はカナダで農業をしようと考えていたようであるが、カナダに到着後、法律の勉強をしようと決意した。彼は、トロントで法学の勉強を始めたが、相変わらず真面目な学生ではなかつた。そして、一八六二年頃に、上流カナダ（＝現オンタリオ州）の弁護士になつたようである。⁽⁷⁵⁾ トロントのサムエル・ストロング法律事務所に務めた。ストロングは、後にカナダ最高裁の裁判長になつた人物である。デヴォーは、一八六三年に、現在のガイアナで公務につくために、トロントを後にした。⁽⁷⁶⁾ その後、デヴォーは、一八六九年にセントルシアに赴任し、一八七八年までセントルシアにとどまつた。⁽⁷⁷⁾

このように、デヴォーの受けた法学教育はコモンローによるものであるが、彼は、セントルシアに大陸法をもたらせた。その理由の一つは、大陸法系のガイアナでの経験であり、もう一つは、上流カナダにおける法曹資格を取得するための準備過程にある。上流カナダの法曹資格を得るための訓練は、「イギリスよりも、アメリカよりも、いかなるイギリス植民地よりも厳しいものであつた」。⁽⁷⁸⁾ 彼は、この訓練から利益を得たのである。それは、①入学試験、⁽⁷⁹⁾ ②弁護士研修期間、⁽⁸⁰⁾ ③裁判所研修期間（オズグッド・ホールに住み、裁判所に出廷する）、④講義、の四つで構成される。そして、最後の難関が、⑤卒業試験である。デヴォーがこの試験を受けた頃には、弁護士の数が多くなり過ぎることを懸念して、非常に厳しいものに変更されていた。その中には、四時間に及ぶ論文試験や口頭試問もあつた。もう一つの変更点は、卒業試験の結果に二種類のものを設け、普通合格と優等合格とに分けたことである。⁽⁸¹⁾

デヴォーは、自分の受けた法学教育の思い出について、それが好きではなかつたということ以外には、多くを語っていない。しかし、彼の記述によれば、最終試験は、大陸法の概論が含まれていたことを示している。

「法曹資格を取得する前には、わたしはようやく勉強に励むようになつた。約八か月の間、毎日一〇時間から一二時間くらい、法学の勉強をした。試験のために必要なコモンローとエクライティ（衡平法）の勉強の他に、ユスティニアヌスの法学入門や法学提要、ジャーマン『遺言法』、ストーリー『国際私法』などの勉強もした。⁽⁸²⁾ この記述は、この直前に改正された法曹資格規程に合致する。「法曹資格規程は、すべての受験者が読むべき書物の名を挙げていた。それ以外にも、優等合格を目指す者たけには、さらに追加の書物が指定されていた。……それは選択科目であつた」。⁽⁸³⁾ 結局、デヴォーは合格したが、優等ではなかつた。彼は落胆したことであろう。しかし、不合格率は二〇ペーセントから五〇ペーセント程度であつた。そして、優等合格を目指した多くの受験者が落胆させられたのである。⁽⁸⁴⁾

2 民法典の起草作業

アームストロングがセントルシアに赴任した当時、セントルシアの法体系は混乱していた。このため、法典編纂の必要性は、それまで以上に切実なものとなつていていた。アームストロングも、デヴォーも、そのことを認識していた。そして、二人は、その直前に制定された「下流カナダ民法典（＝ケベック旧民法典）」をモデルにしようと考えていた。

アームストロングとデヴォーのうち、どちらが中心的役割を果たしたのかは、推測の域を出ない。デヴォーによれば、アームストロングは、ケベックの法典にごく僅かの修正を施して、セントルシアでも採用したいと考えていた、とのことである。ただ、アームストロングは、民法典のフランス語版はよくできているが、英語版は「満足のいくように」修正する必要があると感じていた、とのことである。⁽⁸⁵⁾

「わたしには、英語版は、取引法の部分を除き、英語を母国語としない人によつて起草されたように思われた。フランス語版を横に置いて英語版を読めば、その意味を理解することができるが、英語版だけでは意味不明なことが多い」。⁽⁸⁶⁾

そこで、デヴォーは、アームストロングに対して、一人で共同作業を始めるなどを提案した。⁽⁸⁷⁾ そして、その作業について、次のように述べている。

「アームストロング氏は、わたしと一緒に、ケベック民法典を一か条ずつ検討することを承諾した。そして、ケベック民法典に関する実務経験に基づいて、わたしに助言を与えてくれた。また、可能な修正を提案してくれたし、さらに、英語版がフランス語版から乖離している場合には、英語版を理解しやすいものに変えるための貴重な助言を与えてくれた。第一の点で、彼は極めて有能であったが、第二の点では、それほどでもなかつた。彼は、英語系のケベック人であつたが、フランス語版に馴れており、英語版の誤りを正すことができなかつた」。

「この仕事は、非常にハードなものであつた。……一年半の間、多くの時間をこの仕事にために費やした。一八七三年の三月、四月、五月および一八七四年の数か月の間、アームストロング氏が、ほぼ毎日、モルヌ（公邸）に来られて、われわれは、二時間から三時間、下流カナダ民法典について一緒に検討した。わたしが、幾つかの修正を施した。その他に、もう少し慎重な検討を要する修正については、別の機会にわたしが修正を施し、後にアームストロング氏に報告した」。⁽⁸⁸⁾

他の文献は、アームストロングの方が重要な役割を果たしたことを示唆している。後にアームストロングが裁判長を辞任した際に、総督は、立法評議会にその旨を通告する文書のなかで、「〔彼の辞任は〕わが植民地にとつての重大な損失である」と述べている。また、立法評議会も、そのことを認めている。そして、総督は、英國植

民省に次のように報告している。「アームストロング氏は、法典に対して多大の貢献をされました。そのため、法と正義のために、新しく、かつ、簡潔な法典を準備した人物として、彼の名は、この島で永遠に残ることでしょう」。⁽⁸⁹⁾

「その当時の執政官デヴォー氏は、カナダでの経験を持つており、民法典の制定に重大な寄与をしたと言われ

てきたが、この法典は、主として、その当時の裁判長であつたジェームズ・アームストロング氏が作られたものである」。

「それゆえ、われわれの民法典がカナダのモデルと乖離している場合には、その相違点は、アームストロング裁判官のカナダでの経験に基づくものであるか、または、彼が、セントルシアのために必要と考えたものである。わたしは、同じホテルに宿泊した際などに、何度もアームストロング判事と興味深い会話を交わし、貴重な助言をいただいた」。⁽⁹⁰⁾

一八七九年のセントルシア民法典制定の功績をアームストロングとデヴォーのいづれに帰すべきかという判断について、グレン論文は、それは現在ではもはや不可能でもあり、また不作法でもあろうとしている。⁽⁹¹⁾そして、最も適切は結論は、二つの法典、すなわち、セントルシア民法典およびセントルシア民事訴訟法典は、アームストロング氏およびデヴォー両氏の貢献によるものである、とすることであろうとしている。⁽⁹²⁾ただ、筆者（大島）自身は、アームストロングの功績が大であるという印象を持っている。いずれにしても、「両者の協力と、公僕としての奉仕の模範として、現在もなお傑出している」。⁽⁹³⁾

一八七九年セントルシア民法典は、一八七六年の「民法典を制定するための法律」によって企画された。⁽⁹⁴⁾この法律は、民法典草案について検討し報告するための委員を指名した。⁽⁹⁵⁾この法律は、一八七七年一〇月八日に、効

力を生じた。そして、委員会は、一八七八年一月六日に、報告書を提出した。民法典は（植民省による僅かな修正を経て）、立法評議会により、一八七九年一一月一〇日に可決された。その後、イギリス女王の裁可を受け、一八七九年一〇月一〇日に法律となつた。⁽⁹⁶⁾

ケベックもセントルシアも、内容的にはほぼ同じ民法典を持つことになつた。両国が民法典を採用した理由も、ほぼ同じである。すなわち、「複雑な規範を技術的に再構成すること」により、言語および内容の両面において、法律専門家にとって接近しやすいものにする」とであった。⁽⁹⁷⁾しかし、セントルシアにおいては、ケベックとは異なり、民法典は社会を規律するような重要な役割を果たすことはなかつた。また、セントルシアでは、ケベックとは異なり、民法典が重視されず、その大陸法的な伝統の維持が重視されなかつた。⁽⁹⁸⁾

(58) アームストロングは、回顧録を刊行していない。アームストロングの経歴については、以下の文献を参照。これらの文献は、細部について違ふがある。G.M. Rose, ed., *A Cyclopaedia of Canadian Biography* (Toronto: Rose, 1888) at 325; *Dictionary of Canadian Biography*, vol.11 (Toronto: University of Toronto Press, 1982) at 31; *The Canadian Encyclopedia*, vol.1 (Edmonton: Hurtig, 1988) at 120; "James Armstrong", *L'Echo de Saint-Justin* (28 November 1940) 1. ベルティンは、セントローレンス河の北岸の町で、ソールの対岸にあたる。現在は、ベルティン。

(59) ソールは、旧名ウイリアム・ヘンリー。セントローレンス河南岸の町で、モントリオールヒートロワ・リゲイユールの間に位置する。

(60) この制度は、一七八五年から行われていた。研修期間を四年に短縮する制度は、一八三六年から始まつた。四年間に短縮されると「利益を受ける」とができるのは、「ケベック州およびその他の土地の神学校または大学において、文学、修辞学および哲学（論理学、道徳哲学、数学、自然哲学を含む）について、規則的で、完全で、継続した教

育を受けた者に限らるべ]

(W.S. Johnson, "Legal Education in the Province of Quebec", (1905) 4 *Can. L. Rev.* 451 at 456-57, citing S.L.C. 1836, c.10). See also M. Nantel, "L'étude du droit et le barreau", (1950) 10 *R. du B.* 97 at 98-99. よく法律の法曹教育の体系は、アーバンロハグが法曹資格を取得した後、特に、一八四九年にトロント大学が法人化された後に、大学を基礎として体系化がはかられた。そして、大学における法曹教育が承認された(see: Johnson, *op. cit.*, at 491 ff.; R.A. Macdonald, "The National Programme at McGill: Origins, Establishment, Prospects", (1990) 13 *Dalhousie L.J.* 211 at 216-25)。

- (61) See F. Harvey, *Révolution industrielle et travailleurs: une enquête sur les rapports entre le capital et le travail au Québec à la fin du 19^e siècle* (Montreal: Boréal Express, 1978) at 44.
- (62) J. Armstrong, *A Treatise on the Law Relating to Marriages in Lower Canada*, (Montreal: Lovell, 1857).
- (63) See generally W.S. White, *Pages from the History of Sorel, 1642-1958* (Sorel, Que.: 1958) at 133-42.
- (64) *Evening Telegraph* (15 April 1867), cited in *A Cyclopaedia of Canadian Biography*, *id.* at 325.
- (65) 彼は、一八二〇年よりトロントの裁判長となり任職された。一八八一年より、トロントの裁判長を辞任するが、やがてトロントの裁判長に兼任する。
- (66) See Harvey, *op. cit.*, at 46.
- (67) *The Canadian Encyclopedia*, *id.* at 120. See also Dictionary of Canadian Biography, *id.* at 32.
- (68) J. Armstrong, *Laws of Inheritance in the Dominion of Canada* (Montreal: Lovell, 1885).
- (69) "L'honorable juge Armstrong" *La Presse [Montreal]* (24 November 1888) 1.
- (70) ハーリー博士論文七五頁参照。彼はハーリーの突然の解任によると、ハーリーは「継受論文四二頁を参照」、植民省は「同じ理由で」(ハーリー継受論文五七頁を参照)、法務長官を裁判長に任命する旨を拒否した。そして、アーヴィング

バヌーロハクニイのポスターを提供した。

(71) See C.O. 253/22. (ニバペーパー論文二二二一頁に引用された)。

(72) See Harvey, *op. cit.*, at 46.

(73) 「わたしの大学生時代」ほんどの時間を遊びに費やした。わたしは、ほとんど講義に出席しなかった。そして、今なお後悔している。優れた教授陣から、確固とした教育を受けた機会を自ら逃したかったのである」(Sir G.W. Des Voeux, *My Colonial Service*, vol.1 (London: John Murray, 1903) at 8)°

(74) *Id.* at 11.

(75) *Id.* at 12-15. 彼は、オックスフォード大学での取得単位を基礎にして、「トロント大学」(おそらく、キングス・カレッジかトロント・カレッジ)の学士号を取得しようと努力した。これは、研修期間を短縮するためである。

しかし、この期間短縮の特典を獲得するのに成功しなかったようである(グレン論文二二二八頁)。注(80)参照。

(76) 彼は、トロントを去るに際して、特に、上流カナダの裁判長ヒュー・エヴァリー・ロビンソン卿との別離を惜しんでいる。「わたしは、トロントで暮らした頃、ほとんど毎日曜日、ロビンソン卿の自宅に招かれた。彼の自宅を私自身の第二の家庭」といふふと自分の家庭のように感じていた」(*id.* at 17)°

(77) ガイアナでの彼の経験について、Sir D.W. Des Voeux, *Experiences of a Demerara Magistrate 1863-1866* (British Guiana: Daily Chronicle, 1948) に述べられてゐる。彼は、一八八六年にリバーハム・マーチ・総督になつた。マーチ、一八八七年には植民統治官になつた。マーチ、一八九一年に引退し、一九〇九年にイギリスで死んだ(see *Dictionary of National Biography*, Supp.2, vol.1 (London: Smith, Edler, 1912) at 490-91)°

(88) G.B. Baker, "Legal Education in Upper Canada 1785-1889: The Law Society as Educator" in D.H. Flaherty, ed., *Essays in the History of Canadian Law*, vol.2 (Toronto: University of Toronto Press, 1983) 49 at 51.

- (79) 大学の卒業生にして、彼がオーバーは、英語、フランス語、ギリシヤ語、幾何学、代数学、道德哲学、形而上学、修辞学、文学、地理学、天文学、歴史学、物理學、数学等の三角法や力学などにてて、能力を示すことをが求めるだせやもね（see *id.* at 74, 76）。一八五〇年代あでは、志願者の三分の一は、大学の卒業生であつた（see *id.* at 76）。
- (80) 五年間の通常の研修期間は、一定の大学の卒業生に對しては、二年間に短縮される（see *id.* at 84）。
- (81) *Id.* at 115.
- (82) *My Colonial Service*, *id.* at 14.
- (83) *The [Toronto] Daily Colonist*, quoted in (1855) 1 U.C.L.J. 216, it self quoted in B.D. Bucknall, T.C.H. Baldwin & J.D. Lakin, “Pedants, Practitioners and Prophets: Legal Education at Osgoode Hall to 1957”, (1968) 6 *Osgoode Hall L.J.* 137 at 150.
- (84) See Baker, *op. cit.*, at 116.
- (85) *My Colonial Service*, *id.* at 210. ハーマン・ロバーツは、「いか国語で民法典を制定するかを望んでいた」。その理由は、総統のためのみならず、いか国語で民法典を制定すれば、「ハラハス語を永続せんか」とはなら、他のことは多くの理由から望むべからず」と考へてゐた。
- (86) *Ibid.* リバーピールも、同様の不満を述べてゐる（注(5)を参照）。「起草委員は、セントルシアの特殊性を考慮して、わざかな修正を施しただけで、ケベックの民法典を採用してゐる。ただし、〔下流カナダ民法典においては〕イギリス法に依拠してくる商取引に関する比較的に僅かな部分を除き、英語版は、フランス語版の逐語訳に過ぎず、意味不明の場合が多い」（リバーピール論文11110頁）。このよつた評価は、下流カナダ民法典および起草委員に対する中傷である（see Brierley & Macdonald, eds., *op. cit.*, at 26-29）。いか国語構成の点で、下流カナダ民法典が成功しているふうが、次のセントルシアの民法典が成功していないふうである。おもに、ケベックの民法典の最も輝かしい功績は、大陸法の

伝統を英語で理解可能にした点にあるであらへ。いに頃におこる、それまでの法律の規定に対する、画期的な改革をもたらせたものである】 (*id.* at 29). See generally J. E. C. Briarley, "Quebec's Civil Law Codification: Viewed and Reviewed" (1968) 14 *McGill L.J.* 521.

(87) 立法評議会は、法典編纂に関する、裁判長を助けたる、三人からなる委員会を設置した。しかし、この委員会は、「せんじゆの役に立たなかつた」 (リバーブール論文11111頁)。委員会の設置時期について、グレンン論文11411頁は、「一八七一年ニシテニ。しかし、されば、他の部分の記述と矛盾する。なお、注(95)を参照。

(88) *My Colonial Service*, *id.* at 211-12. ドガーリーは、定義規定を導入する」とが必要であると判断したが、その規定の起草が特に困難であったとしている。「満足の行く考證が浮かぶまでは、多大の時間を要した。例えば、"delict" (不法行為)、"quasi-delict" (準不法行為) といった語が、数日間、わたしの脳裏を離れなかつた。狭すぎる定義や広すぎる定義を考えて多くの失敗をした後に、ようやく適切な定義規定を考えついた」 (*id.* at 211)。

(89) Quoted in *A Cyclopaedia of Canadian Biography*, *id.* at 326.

(90) *Ex parte Monsignor William Flissac* (1934), St. Lucia Gaz. 184 (リバーブール論文11111頁に引用されてい)。[裁判官にてて熟知してこむ] キャセイ裁判官は、裁判官にならぬ前に、「実務家であり、長年、裁判所書記官を務め、そして、法務長官も務めた」 (アノハリ一裁判所論文194頁)。

(91) グレン論文11411頁。

(92) グレン論文11411頁。

(93) リバーブール論文11111頁。

(94) 注(38)を参照。

(95) 委嘱せ、裁判長トーマス・ルカス氏、法務長官および弁護士会の代表者であつた (see St. Lucia, Commissioners Appointed to Examine the Civil Code, Report (St. Lucia: 1878))。いにやうな全方位的な進の方は、たゞれば、婚

姻などの民法典のいくつかの規定に関する批判を避けるという効果があつた。デヴォーは、執政官として民法典施行の日を迎えるといふ希望がかなえられずに、英國に呼び返されることになった（グレン論文三四四頁）。

(96) リバプール論文三三四頁～二三七頁参照。

(97) Brietley & Macdonald, eds., *op. cit.*, at 25. 一八七六年の「民法典を制定するための法律」の序文は、次のようにものである。「多くの民事事項に関する法律が長い間、公衆にとって不確実で不便なものであつたが、そのような不都合は除去するのが望ましい。そして、民事法を一つに纏め、修正するのが望ましい」（グレン論文三四五頁）。

(98) アンソニーは、次のように述べている。「セントルシアの場合には、その大陸的伝統を維持するために公の配慮はなされなかつた。この地域の政治的な必要性に応じて法律の内容を変更することを容認する傾向にあつた。この島の混合法的な性格を維持するための特別の方策は取られなかつたし、取ろうともされなかつた」（アンソニー博士論文五七四頁）。その理由の一つは、民法典が「エリートの問題」であり、住民を大半をしめる政治的権利を持たない黒人にとっては、関係のない問題であつたことである（アンソニー繼受論文五四頁）。もう一つの理由は、歴史的に見て多くの場合、セントルシアは、イギリス植民省の支配下にあつた。植民省にとっては、セントルシアの特殊性を維持することなど問題外であつた。一九二四年になつて初めて、部分的な権限を持つ政府が置かれ、一九三六年にその権限が拡大され、一九七九年になつて完全な独立を達成した（グレン論文三四五頁）。

五 大陸法的伝統の危機と希望の兆候

1 裁判所の構成

英國植民省が長年期待していたカリブ植民地の裁判所の設置が、セントルシアの大陸法的伝統を弱めた主たる要因であるといふのが、多くの学者の一致した見解である。⁽⁹⁹⁾ 裁判制度の地域化は、控訴審レベルにおいて最も顕

著である。セントルシアでは、一八五九年以來、独自の上訴裁判所を持つていた。⁽¹⁰⁰⁾ おそらく最も重要なのは、地域化が第一番の段階でも生じたことである。そして、一九四〇年にセントルシア王立裁判所が廃止されたときに、独自の裁判所を持つことなく、他の小さなコモンローの島々と共に通する裁判所を持つことである。⁽¹⁰¹⁾ このことは、歴史的に見て、セントルシア民法典の解釈は、長い期間、コモンローで教育され、大陸法的伝統に疎い裁判官によつて解釈されてきた、ということを意味する。⁽¹⁰²⁾

2 法曹資格

裁判所の構成に関して生じたのと同様のことは、セントルシアで法律実務を行うために必要な法曹資格についても生じた。セントルシアは、他のカリブ海諸国と同じように、長い間、英國の法曹資格を有する者を、法曹資格者として受け入れてきた。⁽¹⁰³⁾ 彼らは、カリブ域内で活動することができる。⁽¹⁰⁴⁾ セントルシアのバリスター「法廷弁護士」の資格は、四年の研修期間を終え、試験に合格することによって取得することができる。⁽¹⁰⁵⁾ この試験は、一九四六年までは、セントルシア法に関するものであつた。一九四六年以前に、このようにして法曹資格を取得した者は、大陸法の訓練を受けており、大陸法の伝統の保護者であつた。「彼らは、英國で教育を受けた裁判官が、イギリス法に基づいて裁判することを阻止する機能を果たした」。⁽¹⁰⁶⁾ しかし、一九四六年に、法律実務家法が改正され、このような地域法曹資格を取得しようとする者であつても、セントルシア法に関する試験ではなく、英國法曹協会の試験に合格しなければならないことになつた。

こうして、ほとんどのセントルシアの弁護士は、「カリブ諸島法学教育協定に基づき設立された法学教育審議会の発行する証明書を取得することにより」、英國でも法律実務を行うことができる法曹資格を保持することになつ

た。一九七五年に改正された法律実務家法では、西インド諸島大学に法学部を設立するという旨が規定された。⁽¹⁰⁾ この法学部は、コモンローに基づいて教育を行っている。セントルシア人の法学生にとって必要な大陸法的な教育を施すための配慮はなされていない。

公証人は、今も、この地域の法に基づいて養成されている。しかし、法廷弁護士は、公証人の資格も併せて持つことが定められており、公証人の資格だけを持つていている者は極めて少ない。⁽¹⁰⁾ また、スコットランドの法曹資格を有する者は、セントルシアでも法曹資格が認められる。しかし、このコースを選ぶ者はほとんどいない。法律実務家法は、また、「英國領の最高裁の法廷に立つ資格を有する者」にも、セントルシアでの法曹資格を認めている。⁽¹⁰⁾ カナダの各州が、ここにいう「英國領」に含まれるのか否かの問題をクリアーすることができれば、ケベック法の教育を受けた法律家は、セントルシアでも法曹資格を認められることになる。しかし、ケベック弁護士会の現在の規程によれば、「ケベックにおけると類似した法概念、規範体系を有する地域の大学の学部または大学院の課程を終えた学位の取得者」、または「五年以上の実務経験を有し、上述の学位の取得者と同程度の知識・技能を有する者」に対してのみ、法曹資格が認められる。⁽¹¹⁾ したがって、セントルシアの法曹資格は、ケベック弁護士会においては認められないことになろう。結局、セントルシアの法曹資格と、ケベックの法曹資格とは対等でないことになる。法律実務家法は、大陸法の伝統の下で教育された学生、特にケベックで教育された学生に関しては何も規定していない。しかし、おそらく、彼らは、セントルシアにおいて法曹資格が認められないことになろう。そこで、一つの可能性として、西インド諸島大学法学部の学生が、一学期あるいは一年間だけ、ケベックの大学に正規の学生として、あるいは聴講生として、法学部の授業に出席するという方法が考えられる。このようにすれば、西インド諸島の法学教育の利点を損なうことなく、大陸法の伝統を教育することができよう。⁽¹²⁾

3 民法典の改正

セントルシアにおける大陸法の伝統は、一九五〇年代に行われた民法典の改正によって、いつそう弱められた。この改正は、「民法典と西インド法が異なる場合に、植民地の現在の必要性を考慮して、両者を調和させるために行われた」⁽¹³⁾。その主要な理由は、カリブ諸国の統一に向けた動きである。

「大陸法の全体を現代に適応させる必要があること、およびそれを西インド諸島における現在の思想および実務に適応させなければならないということは、古くから認められている。植民地の基本にあるフランスの大陸法の価値は、見直す必要がある。そして、セントルシア法を一層根拠のあるものとするためには、より一層イギリス法を導入することが必要であろう。このことは、西インド諸島連盟を結成するためには、極めて重要である」⁽¹⁴⁾。アレン・モンゴメリー・ルイス（後にアレン卿）は、セントルシア人であり、この民法典改正の任務を与えられた⁽¹⁵⁾。彼は、大陸法とコモンローの双方の教育を受けている。彼は、一九三一年（すなわち、一九四六年の法曹試験制度の改正の前）に、地域の法曹資格を得た。そして、戦後になつて、英國の法曹資格も取得した⁽¹⁶⁾。

民法典改正法は、一九五六年に制定され、一九五七年六月三〇日から施行された。民法典改正のためのテクニックとしては、既存の法典の規定を維持したままで、継受条項を挿入するとによつて、広範囲にコモンローを導入するという方法が採用された。特に、不法行為、代理、信託、後見人および婚姻の領域において行われた⁽¹⁷⁾。セントルシア民法典九一七A条は、民法典改正の特徴の一端を示すものである。その第一項は、次のように規定している。

「本条が効力を持つた後、契約、準契約および不法行為に関するイギリス法は、当分の間、本植民地に適用す

る。そして、民法典第九一八条乃至第九八九条、及び第九九一条乃至第一一二三一条の規定は、イギリス法に従つて解釈する。同時に、上記の規定を、「下流カナダ法又はパリ慣習法に従つて解釈することを廃止する」とを廃止する。⁽¹⁴⁾このようにイギリス法の導入は、全面的なものではなかつた。また、この九一七A条の二項は、大陸法の「原因(cause)」の代わりに、イギリス法の「約因(consideration)」の概念を導入することを拒絶した。⁽¹⁵⁾さらに、三項は、次のように規定しているが、意味がやや曖昧である。「英國法と、本法典あるいは制定法の明示的な規定との間に矛盾が存在する場合には、本法典あるいは制定法の規定が優先する」。この規定の意味については、後に紹介する(「5 希望の兆候」を参照)。

本条の目的は、セントルシアの私法に、かなり広い範囲でコモンローを導入することであることは明白である。したがつて、もはやセントルシアの私法体系は、大陸法ではなく混合法体系に属することになる。今や、たとえば、「トレスパス〔侵害〕による不法行為」という表現は、セントルシアの人々にとつて耳慣れなものではない。⁽¹⁶⁾

4 イギリス法文献への依存

一九五六年の民法典改正の不可避の影響として、コモンローで教育を受けた裁判官や弁護士の間においてすでに強かつたイギリス法に依存するという傾向が促進された。アンソニーは、これを、「裁判に際してイギリス法文献に依存する傾向」と表現している。⁽¹⁷⁾しかし、イギリス法以外の文献が決定的に不足している状況のなかで、他に方法はなかつたのである。一七九六年の大火灾によつて、フランスの文献は失われていた。⁽¹⁸⁾さらに、一九四八年の大火(首都カストリーズの五分四が消失した)によつて、裁判所の図書館が再度消失した。各種の文献、たとえば、ケベック民法典の起草資料、フランスやカナダの文献が失われ、回復されなかつた。現在では、ケベックの判例集

の一部とか、下流カナダ民事訴訟法典はあるが、民法典はない。また、ウェスト社のルイジアナ法のセットなどは存在する。しかし、主たる文献は、イギリス法である（ロー・リポーツの完全なシリーズがある）。カストリー⁽¹²⁴⁾ズにある東カリブ海最高裁の図書館が所蔵しているのは、圧倒的にコモンローの文献である。⁽¹²⁵⁾さらに、フランスおよびケベックの文献（ますますフランス語で書かれることが多くなった）を利用するためには、フランス語の能力が必要であるが、セントルシアの法律家の間では、フランス語能力の衰退が顕著である。

今でも、ケベックから英國枢密院に特別上告された事件については、イギリスの判例集によつて、知ることができる。そして、英語で記載されているので、現在のセントルシア人にとっても有用である。セントルシアの法律家は、一九五六年の民法典改定によつて、民法典を「下流カナダ法に従つて解釈することが廢止」されたにもかかわらず、それらの事件を引用している。⁽¹²⁶⁾しかし、カナダは、一九四八年に英國枢密院に特別上告するという制度を廃止した。したがつて、枢密院の判例は、現在のケベックの裁判所の見解を反映するものではない。その結果、ケベックの最近の判決のセントルシアにおける有用性は、急激に減少している。セントルシア民法典が一九五六年に改正されたこと、およびケベックが一九九四年から新しい民法典を施行したことから、セントルシアとケベックの民法典は、大きく異なっている。

また、セントルシア法自体の文献が欠けている。セントルシアの訴訟の数は限られている。セントルシアの人口は約一五万人であり、人々は「平均程度に訴訟好きである」。⁽¹²⁷⁾したがつて、それほど、裁判の数がない。⁽¹²⁸⁾さらに、判例集に登載される数が少ない。「西インド諸島判例集（West Indian Reports）」は、一九五八年から刊行されたばかりである。また、出版費用の関係で、セントルシアの判例は、ジャマイカ、トリニダード、ガイアナやバルバドスの判決の後に、わずかなスペースしか与えられていない。⁽¹²⁹⁾

一九五八年以前の判決および一九五八年以後の公表されていない判決は、「セントルシア・ガゼット」に収録されている。しかし、検索システムがないために、利用価値は限られている。⁽¹²⁹⁾このため、これらの判決は、「登記所あるいは未知の場所で、セントルシア・ガゼットに収録されたまま、誰にも知らずに眠つており、忘れ去られている」。⁽¹³⁰⁾同様に、起草者の起草資料も入手できない。民法典草案を検討するために一八七七年に任命された委員会の報告書は、部分的にしか現存していない。また、ケベックの起草資料はセントルシアには存在しない。⁽¹³¹⁾さらに、セントルシアの法律家は、そのような資料を使うと、後に英國枢密院で否認されるのではないかと恐れている。⁽¹³²⁾最後に、セントルシア人自身の法律家による著作の数が乏しい。しかし、これもやむをえないことである。学者や弁護士の数が限られている。⁽¹³³⁾大陸法の学者は、稀である。学術雑誌は、一九九一年になつてはじめて刊行された。⁽¹³⁴⁾

5 希望の兆候

このようにセントルシアにおける大陸法的伝統の維持は、ケベック以上に厳しい状況にある。しかし、いくつかの希望の兆しがある。第一は、学説の発展である。学者および実務家によって執筆されたセントルシア民法典に関する論文の数が、急激に増えている。⁽¹³⁵⁾このような関心は、リバプール裁判官の画期的な論文によつて喚起されたものである。そして、アンソニー博士によつて引き継がれた。そして、一九八三年および一九八四年に、ケベック民法典およびセントルシア民法典に関する学会が開かれ、その報告書が刊行されたことが契機となつた。また、セントルシアの裁判で公表されるものが増えた。たとえば、一九九二年だけで三件に増えた。⁽¹³⁶⁾第二の希望の兆しは、東カリブ海上訴裁判所のある判決である。この判決は、民法典九一七A条の三項は、こ

これまで考えられていた以上に、大陸法の伝統を維持する機能を果たすことを明らかにした。「ノースロック事件」において、裁判所は、民法典の九八五条および九八六条と、九一七A条との関係について判断せざるを得ないことになった。ある土地所有者が自己の家屋が損害を受けたとして、隣地の採石場の所有者に対して行うコモンロー上の訴えは、ネグリジエンス〔過失〕に依拠すべきであり、原告は被告の過失を証明する必要がある。また、民法典九八五条に基づく訴えも、原告に証明責任を課している。しかし、九八六条に基づく訴え（被告の占有中の物による損害の賠償）では、証明責任が転換され、被告は自己の無過失の証明をしなければならない。ビンセント・フロイサック裁判長は、次のように述べている。

「民法典九八六条と、英國法とは矛盾している。そして、この場合、民法典九一七A条三項の規定により、英國法を排除すべきである。つまり、九八六条が適用される場合には、民法典一一三七条が認めているイギリス証拠法は排斥される〔¹⁴⁹〕」。

しかし、裁判所は、結論としては、損害は物によってではなく、人によって発生した、と判断した。そして、民法典九八五条が適用され、原告は、被告の過失を証明しなければならない、と判示した。本件においては、「民法典九八五条を解釈する際には、九一七A条一項および一一三七条に依拠する。したがって、イギリス不法行為法およびイギリス証拠法に依拠しつつ、民法典九八五条の責任を証明しなければならない」。

大陸法とコモンローの原則が対立する場合には、大陸法が優越し、適用される。両者が対立しない場合には、コモンローが適用される。大陸法と対立しない場合にのみコモンローが適用されるため、この事件では大陸法が適用される。この議論を押し進めるとすれば、一九五六年の民法典改正によるイギリス法の継受の際に導入された民法典九一七A条は、「トロイの木馬」となりうるという観測もある。

最後に、第二の希望の兆しは、地域化そのものにある。この傾向は、現在では、セントルシアにおける大陸法的伝統を弱めるのではなく、それを強化する方向に働いている。グローバル化現象により、カリブ海の諸国は、カリブ海の近隣諸国を越えて、視線を拡げつつある。東カリブ海最高裁は、近隣のフランス領土であるマルティニク島やグアドループ島と継続的な接触を持つている。また、オランダ領アンティル諸島とも接触を持つている。カリブ海共同体（CARICOM）は、伝統的なイギリス連邦諸国を越えて、オブザーバーとして、大陸法系の二つの国、すなわちスリナムとハイチを含んでいる。また、新しく二五か国で結成されたカリブ海諸国連合は、多くのラテン・アメリカ諸国（大陸法系の諸国）が参加し、またオブザーバーとして、フランス、オランダおよび英國も参加している。⁽⁴³⁾このようにして、セントルシアの大陸法的伝統は、拡大されたカリブ海の共同体の内部で一定の地位を獲得しつつある。⁽⁴⁴⁾

- (99) たとえば、アンソニー博士論文五五五頁以下およびホワイト論文八六三頁を参照。しかし、枢密院への特別上告は、それほど重要な影響を与えていない。なぜなら、セントルシアから英國枢密院への特別上告の数は、民事に関しては、一八五二年から一九八七年までの間で、わずか四件に過ぎないからである（アンソニー博士論文五九二頁～五九三頁）。枢密院への特別上告は、セントルシアでは一八一四年以来可能であり、現在では、一九七八年のセントルシア憲法による保障⁴⁵されている（*Saint Lucia Constitution Order 1978*, S.I. 1978/1901, sch.1 (reproduced in A.P. Blaustein & G.H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, vol.16 (New York: Oceana, 1996))。
- (100) パチャエット体系論文七三頁～七六頁。
- (101) ウィンドワード諸島およびリーワード諸島最高裁判所がある。現在、セントルシアは、東カリブ海最高裁の管轄

下にある。その構成は、一〇人の裁判官（加盟各国から一人ずつの選出）で構成される高等法院と、四人の裁判官で構成される上訴裁判所（裁判長と三人の控訴裁判官で構成される）から構成される（グレン論文（三四六頁参照））。

(102) ケベック州は、カナダ最高裁に必ず裁判官を送り出すことができるという憲法上の保障が与えられているが、セントルシアは、東カリブ海最高裁判所に必ず裁判官を送りだせるという保障は与えられていない。裁判長であるジョン・セント・フロイサック卿は、民法典に関する豊富な知識を有する（いひで、「この地方では伝説的な評価」を受けている（アンソニー裁判所論文二二〇頁）。またリバーポール裁判官はセントルシアにおける大陸法的伝統の保護者として有名である。しかし、彼らの後継者がこの伝統の保持について熱心であるという保障はない。リバーポール裁判官は、最近、裁判所を退職した。また、フロイサック裁判官の退職が近い。同様に、上訴裁判所においても、裁判官は必ずセントルシア人から選ばれるという保障はない。ただ、現在では、セントルシア人がこの地位に就いている。アンソニーは、一九八八年の博士論文執筆の当時において、一九七二年以降セントルシア人の裁判官は任命されていないと述べた（アンソニー博士論文五七五頁）。

(103) アンソニー—継受論文六一頁を参照。

(104) See N. J. O. Liverpool & K. W. Patchett, "The Legal Professions in the West Indies" in *Law in the West Indies*, *id.* at 131.

(105) See Lewis, *op. cit.*, at 13. いぢめへの仕組みは、アームストロングが法曹資格を取得した当時のケベックの仕組みに類似（レーヴィー（福岡注（65）を参照）。

(106) *Ibid.*

(107) *Saint Lucia Revised Ordinances*, 1916, c.52, as am. by No.10 of 1946 (presently *Saint Lucia Revised Ordinances*, 1957, c.116).

(108) *Legal Practitioners Ordinance (Amendment) Act*, No.17 of 1975, s.2.

(三) See Liverpool & Patchett, *op. cit.*, at 127-28. クーパー論文 117頁を参照。

(12) *Legal Practitioners Ordinance*, *id.* s.2(b).

(11) *Regulation respecting the standards for equivalence of diplomas and training of the Barreau du Québec*, O.C. 670-96, 5 June 1996, G.O.Q. 1996. II. 2723, SS.6, 8. 1) の規程の 10 条は、*ある* 次のように規定している。
「志願者の教育が法曹資格を認められるような学位を持つ者（すなわち、ケベックの法学部の卒業生）と対等の要件を満たすものであるか否かの判断に際しては、委員会が、志願者の知識及び技能の程度について、弁護士の教育に関する規則に従って、判断する。」

(12) 自国の固有法の教育を受けた人が望むことにしてこそ、Marshall, *op. cit.*, loc. cit. を参照。

(13) *Laws of Saint Lucia (Reform and Revision) Ordinance*, No.21 of 1954, s.4(3).

(14) Saint Lucia, Legislative Council Meeting [undated], quoted in K.D. Anthony, "The Viability of the Civilist Tradition in St. Lucia: A Tentative Appraisal" in Landry & Caparros, eds., *op. cit.*, at 57-58.

(15) 彼は、法務長官など総督の任命した一人の弁護士（やのべやくに一人は、ユハヤハーネ・トロマサックドあら）から構成される委員会の意見を聞きながら、作業を行つた。彼の仕務は、膨大なものであつた（アソシニー裁判所論文 1110 頁）。それは、民法典を改正するだけでなく、全制定法を改正するものであつた。その前に見直されたのは、一九一六年のものであった。

(16) アレン卿は、一九〇九年に生まれた。アンティイグア島出身でセントルシア在住の両親から生まれた五人兄弟の二番目の男の子である。彼が一二歳のときに父が亡くなり、母は、この才能豊かな兄弟を育てるのに苦労した。アレン卿は、一九三〇年代にはセントルシア労働党の党首であった。一九五八年から一九五九年までは、西インド諸島連盟上院の最初の議長であった。一九五九年には、裁判官に任命され、一九七一年に辞職するまで、多くの重要なポストについた。一九六七年から一九七一年までは、西インド諸島連盟裁判所の裁判長であった。また、一九七四年には、

セントルシア総督になつた。そして、新しく独立したセントルシアの総督にもなつた（一九七九年～一九八〇年、一九八一年～一九八七年）。彼は、一九七五年から一九九二年に死亡するまで、西インド諸島大学の学長でもあった。彼の弟アーサー・ルイス（一九一五年生まれ）は、世界的に有名な経済学者で、ノーベル賞を受賞した。以上は、“Vertical File”, Sir Arthur Lewis Community College Library, The Morne, Saint Lucia による。

(117) 一九五六年法律三回中。

(118) アンソニー裁判所論文一九五頁参照。信託法が導入されたことを除けば、財産法にはほとんど修正が加えられなかつた。「イギリスの複雑な不動産法を導入し、ケベック経由で継承したフランスの簡明な不動産法体系と置き換える」とは適切ではなかろう。所有権が基本であつて、所有者が自己の所有地に永借権、賃借権、役権、使用権あるいは抵当権その他の権利を設定する自由について改正を施す」とは、法律の素人にとっては、わざらわしことになる。

(119) (ア)ロイサック論文三五九頁。

(119) 「イギリス法は、当分の間」と云ふ文言は、民法典の改正の後に制定される英國法をも含むとする、「時間的に幅のある」効果を持った(ア)ロイサック論文三五七頁～三五八頁、アンソニー裁判所論文一九五頁～一〇三頁)。これら二つの文献は、公表されてこなさ Cools v. Saint Lucia Agriculturalists Assoc. (1974) (H.C.) にて述べ論及してある。この判決によれば、民法典九一七A条によつて導入されたイギリス法の中には、英國の占有者責任法 1957 (U.K.), 5 & 6 Eliz. 2, c. 31 が含まれる、とのことである。

(120) *Ferry v. Gifford* (1963), No. 9 (Windward Islands & Leeward Islands S.C., St. Lucia) (ア)ソニー裁判所論文一〇八頁に引用されてゐる。

(121) アンソニー裁判所論文一四六頁。また、アンソニー禁反言論文一三九頁は、セントルシアの裁判所は、ケベックの「不受理の訴え (fin de non-recevoir)」や、民法典の関連する規定よりも、イギリス法の「禁反言の法理」の方を好む、と述べてゐる。

(122) 火災の被害は甚大であった。裁判所の庁舎、登記所、カストーデ市役所の庁舎、「素晴らしい検索システムを備えた」図書館および新聞社の社屋が消失した。「官庁、会社および個人の保管していた各種の文献は回復しえない程の損害を受けた」(Carasco, *op. cit.*, at 89)。

(123) See Lewis, *op. cit.*, at 11.

(124) しかばね、バルベヌスに所在する西ハドー諸島大学の法学部の図書館は、ケベック法の文献を増やしていく。たゞ

ルベゼ P.-A. Crépeau & J.E.C. Brierley, eds., *Code Civil/Civil Code 1866-1980: An Historical and Critical Edition* (Montreal: McGill University & Chambre des notaires, 1981); Brierley & Macdonald, eds., *op. cit.*; F.P. Walton, *The Scope and Interpretation of the Civil Code of Lower Canada* (1907) (Toronto: Butterworths, 1980 rep. ed.) などを所蔵している(ヘンハ論文)1151頁)。図書館の蔵書に關する記述は、ヘンハ氏が一九九五年一月に各図書館を訪問して調査した結果である。

(125) たとえば、フロイサック論文およびノースロック事件を参照。

(126) ハックスレー論文三七一頁。

(127) フロイサック論文三四七頁を参照。

(128) ハックスレー論文三七一頁を参照。ハックスレーは、一九八四年に、セントルシア民法典に関する判決を見つけるといは、「幸せの青い鳥を見付け出す」というのであると述べている。「西インド諸島判例集」の第一巻から第四〇巻まで(一九五八年から一九九一年まで)の索引を調査したグレンの報告によれば、セントルシアに関する判決は一一件しかないとある(グレン論文三五一頁)。一九五八年～一九五九年に九件、一九七四年に一件、一九八三年に一件である。

(129) アンソニー裁判所論文一九四頁参照。

(130) フロイサック論文三四七頁。パチエットは、重要な判決は、「政府のガゼット、裁判所の記録、裁判所書記官事務

所または弁護士のノートに残つてゐる」と述べてゐる（ペチャエット導入論文六〇頁）。

(13) 注(94)および注(95)を参照。

(132) アンソニー裁判所論文一六〇頁を参照。彼は、このよつたな文献を調査しても、未公開の判決にアクセスできなかつたと述べてゐる（一六一頁）。

(133) See *Despatie v. Tremblay*, [1921] 1 A.C. 702 (P.C.).

(134) アンソニーは、一九八七年当時で、五一人の弁護士の存在を確認している（アンソニー博士論文五七八頁参照）。グレンは、一九九五年の電話帳を調べ、四〇人の弁護士がいる（ただし、これらは弁護士事務所を構えている者の数であり、弁護士資格を持ちながら公務員として勤務している者を除く）、と報告している（グレン論文二〇五頁）。西インド諸島の弁護士は、あまり専門化が進んでいない（ペチャエット導入論文六〇頁）。

(135) *Caribbean Law Review* や、西インド諸島大学法学部から刊行されてゐる。元の名様は、*University of the West Indies Students' Law Review* であったが、取り扱う範囲が限られていた。あるにその前は、*Caribbean Law Journal* が、その名称にむかかねらず、ジャマイカも範囲に収めていた（ペチャエット導入論文六〇頁）。

(136) これほどに引用した文献以外は、W.F. Cenac, *Customs de Paris to 1988: The Evolution of Land Law in St.*

Lucia (Castaes: Voice Press, 1988) があつ（スムハ論文二〇五頁による）。

(137) Landry & Caparros, eds., *op. cit.*, loc. cit.

(138) See: *St. Rose v. Lafitte* (1992), 42 W.I.R. 113 (East. Carib. States C.A.); *Voice Buildings Ltd. v. Canadian Imperial Bank of Commerce* (1992), 43 W.I.R. 132 (East. Carib. States C.A.); ベーロック事件。

(139) 下流カナダ民法典の一〇五二条および一〇五四条は同様である。現在の新ケベック民法典では、一四五七条、一四五九条、一四六〇条、一四六五条に相当する。

参考までに訳出すれば、次のとおりである。下流カナダ民法典一〇五二条「善惡を識別する」のドリルをもつて

人は、自己の過失、行為、不注意、未熟さによって、他人に与えた損害を賠償する責めを負う。」

下流カナダ民法典一〇五四条「また、人は、自己の過失による場合のみならず、自己の支配下にある者の過失によつて、あるいは自己の管理する物によつて、他人に与えた損害を賠償する責めを負う。」

(140) ノースロック事件。セントルシア民法典一二三七条は、次のように規定している。「本法典及び他の制定法によつて規律されない証拠に関する問題は、英國法において確立された原則による」(グレン論文二五三頁による)。

(141) ノースロック事件。

(142) グレン論文三五四頁。

(143) カリブ海諸国連合のメンバーは、アンティグア、バルバドス、バハマ、ベリーズ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、セントクリストファー・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・アンド・グレナディン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、メキシコおよびベネズエラの二五か国である。

(144) グレン論文三五四頁。

〔付記〕 本稿は、一九九九年春に大阪学院大学で開催された日本カナダ学会関西支部・中部支部合同研究会において英語で発表したものを下敷きにして、日本語に改めたものである。研究会において、貴重なご指摘をいただいたジョン・スタントン教授（関西学院大学客員教授）および真田桂子教授（阪南大学）に感謝する。また、真田教授には、関西支部ニユーズレター誌上においてご丁寧な論評をいただいた。